【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年9月19日
【発行者名】	ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　梅本 賢一
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目６番１号
【事務連絡者氏名】	中村　慎吾
【電話番号】	03-6229-0170
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型) ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型) 上限750億円 ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型) 上限250億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

Ⅰ【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

有価証券報告書を提出したこと等に伴い、平成28年11月22日付をもって提出した有価証券届出書（平成29年1月20日、平成29年4月12日及び平成29年5月25日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」という。）の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

Ⅱ【訂正箇所及び訂正事項】

下線部＿＿＿＿が訂正箇所です。
原届出書の下記事項については、それぞれ下記の内容に原届出書が訂正されます。

第一部【証券情報】

（３）【発行(売出)価額の総額】

＜訂正前＞

①　当初申込期間

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)
150億円上限

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)
50億円上限

②　継続申込期間

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)
1,500億円上限

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)
500億円上限

＜訂正後＞

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)
1,500億円を上限とします。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)
500億円を上限とします。

（４）【発行(売出)価格】

＜訂正前＞

①　当初申込期間：１口当たり１円

②　継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額

（略）

＜訂正後＞

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

（略）

（７）【申込期間】

＜訂正前＞

①　当初申込期間：平成28年12月８日(木曜日)より平成28年12月28日(水曜日)まで

②　継続申込期間：平成28年12月29日(木曜日)より平成30年３月16日(金曜日)まで

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

＜訂正後＞

平成28年12月29日(木曜日)より平成30年３月16日(金曜日)まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（９）【払込期日】

＜訂正前＞

①　当初申込期間

当初申込期間にかかる取得申込金額の総額は、信託設定日(平成28年12月29日)に、販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンドにかかる口座に払い込まれます。

②　継続申込期間

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

（略）

＜訂正後＞

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

（略）

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

（略）

④　ファンドの特色

（略）

※以下の記載内容に訂正・更新します。

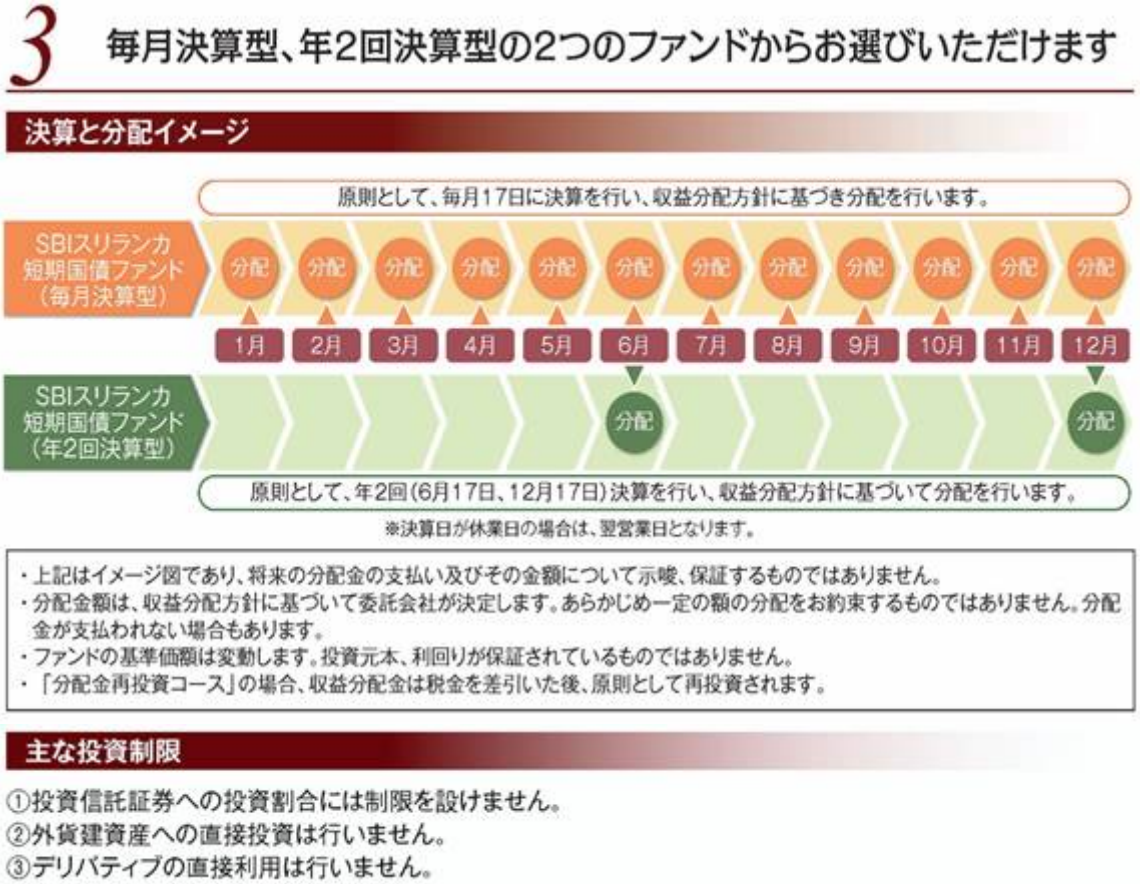

（２）【ファンドの沿革】

＜訂正前＞

平成28年12月29日　　ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)
ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)
各ファンドについて信託約款締結、設定・運用開始(予定)

＜訂正後＞

平成28年12月29日　　ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)
ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)
各ファンドについて信託約款締結、設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

(略)

＜訂正前＞

③　委託会社の概況(平成28年9月末日現在)

(略)

＜訂正後＞

③　委託会社の概況(平成29年7月末日現在)

(略)

２【投資方針】

（２）【投資対象】

(略)

※以下の記載内容に訂正・更新します。
＜参考情報＞
■投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名称	SBIボンド　スリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）
運用目的・運用方針	・スリランカの短期国債等（国債、政府保証債、政府機関債）及び国際機関債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。 ・債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。 ・重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。 ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資割合は、転換社債の転換及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益分配	・分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ・原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	原則として無期限（設定日：2016年12月30日）
決算日	毎月7日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	純資産総額に対し年0.3888%（税抜：年0.36%）
委託会社	SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

SBI Bond Investment Management

SBIホールディングス株式会社と世界最大級の債券アクティブ運用残高を誇るピムコ社の共同出資により、設立された資産運用会社です。
シンプルかつ低コストのアクティブ型債券ファンド等を開発し、お客様の長期資産形成に貢献できる運用商品として提供することを目指しています。

掲げる3つのポイント

①シンプルな投資信託の開発・提供
「リスクを抑えて安定した収益を獲得すること」を念頭に置き、アクティブ運用を中心に、投資対象、リスク、リターンが明確で分かりやすい商品を開発し、提供します。

②高度な運用力を活用した質の高い商品
世界最大級のグローバル運用会社PIMCO社の高度な債券アクティブ運用力を活用した質の高い商品を開発・提供し続けます。

③インターネット金融の特徴を最大限に活用
SBIグループの強みであるインターネット金融のテクノロジーを元に、信託報酬を含む会社全体のコストを削減し、投資信託の低コスト化を実現、投資家の皆様の長期の資産形成に貢献します。

ファンド名称	FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）
運用目的・運用方針	主として、「短期金融資産 マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等（短期公社債及び短期金融商品を含みます。）を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
信託期間	原則として無期限（設定日:2010年6月14日）
決算日	毎年9月25日（日本の銀行が休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	純資産総額に対し年0.1404%（税抜:年0.13%）
委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（４）【分配方針】

（略）

＜訂正前＞

※　「毎月決算型」は毎月17日(休業日の場合は翌営業日)です。初回決算は、平成29年２月17日となります。
「年２回決算型」は毎年６月17日及び12月17日(休業日の場合は翌営業日)です。初回決算は、平成29年６月19日(月)となります。

（略）

＜訂正後＞

※　「毎月決算型」は毎月17日(休業日の場合は翌営業日)です。
「年２回決算型」は毎年６月17日及び12月17日(休業日の場合は翌営業日)です。

（略）

3 【投資リスク】

（略）

※以下の記載内容に訂正・更新します。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2012年8月～2017年7月

SBIスリランカ短期国債ファンド（毎月決算型）

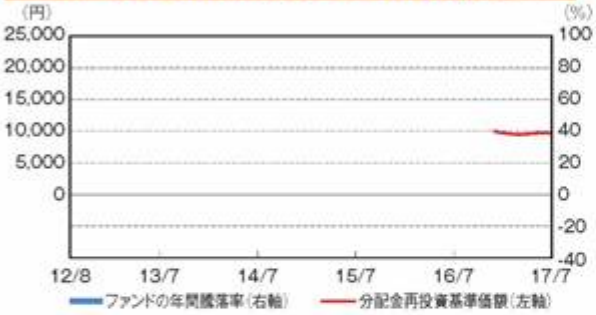

SBIスリランカ短期国債ファンド（年2回決算型）

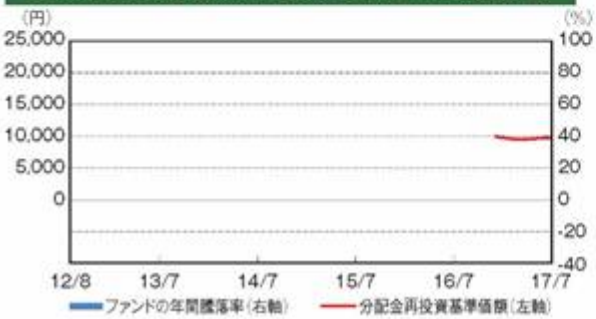

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

代表的な資産クラス：2012年8月～2017年7月

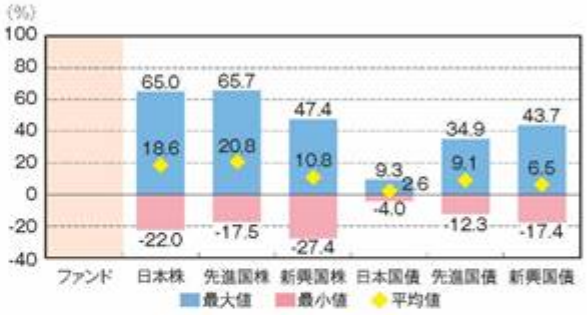

＊上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。また、本ファンドは設定から1年経過していないため、年間騰落率を表示できません。

＊「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

＊ファンドについては設定日以降のデータが5年に満たないため2016年12月29日から2017年7月31日のデータを基に算出しております。したがって、代表的な資産クラスとの比較対象期間が異なります。

＊代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

〈代表的な資産クラスの指数〉

日本株……東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株…MSCI KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

〈著作権等について〉

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
○MSCI KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
○MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
○NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
○シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

（略）

４【手数料等及び税金】

（５）【課税上の取扱い】

＜訂正前＞

収益分配時・換金(解約)・償還時に受益者が負担する税金は平成28年９月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

①　個人の受益者に対する課税

（ｉ）　収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税５%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

（ii）　解約金及び償還金に対する課税

換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)は譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税５%)の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座(特定口座)を選択することも可能です。

・少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ(ニーサ)」、未成年少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年少額投資非課税制度の適用対象です。ＮＩＳＡ及びジュニアＮＩＳＡをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（略）

＜訂正後＞

収益分配時・換金(解約)・償還時に受益者が負担する税金は平成29年７月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

①　個人の受益者に対する課税

（ｉ）　収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税５%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

（ii）　解約金及び償還金に対する課税

換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)は譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税５%)の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座(特定口座)を選択することも可能です。

・少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。ＮＩＳＡ及びジュニアＮＩＳＡをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入し

た公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（略）

5【運用状況】

※以下の記載内容に訂正・更新します。

（１）【投資状況】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

(平成29年7月31日現在)

資産の種類	国　　名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	667,984,595	99.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	6,009,640	0.89
合計（純資産総額）		673,994,235	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

(平成29年7月31日現在)

資産の種類	国　　名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	280,680,502	95.17
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	14,230,400	4.83
合計（純資産総額）		294,910,902	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

(平成29年7月31日現在)

国／地域	種　類	銘　柄　名	数量	帳簿価額 単　価（円）	帳簿価額 金　額（円）	評価額 単　価（円）	評価額 金　額（円）	投資比率（%）
日本	投資信託受益証券	ＳＢＩボンドスリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）	699,000,000	0.9719	679,362,294	0.9542	666,985,800	98.96
日本	投資信託受益証券	ＦＯＦｓ用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	1,004,319	0.9945	998,795	0.9945	998,795	0.15

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率　(平成29年7月31日現在)

種　　類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.11
合　　計	99.11

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

（平成29年7月31日現在）

国／地域	種　類	銘　柄　名	数量	帳簿価額 単　価 （円）	帳簿価額 金　額 （円）	評価額 単　価 （円）	評価額 金　額 （円）	投資比率 （%）
日本	投資信託受益証券	ＳＢＩボンドスリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）	293,105,961	0.9559	280,193,720	0.9542	279,681,707	94.84
日本	投資信託受益証券	ＦＯＦｓ用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	1,004,319	0.9947	998,996	0.9945	998,795	0.34

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率　（平成29年7月31日現在）

種　　類	投資比率（%）
投資信託受益証券	95.17
合　　計	95.17

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

該当事項はありません。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

該当事項はありません。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

平成29年7月31日（直近日）現在、同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年　月　日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末　（平成29年 6月19日）	705,244,811	708,556,732	9,582	9,627
平成28年12月末日	340,123,048	－	10,000	－
平成29年 1月末日	745,831,858	－	9,769	－
2月末日	821,153,878	－	9,603	－
3月末日	821,825,773	－	9,492	－
4月末日	789,214,086	－	9,528	－
5月末日	716,397,206	－	9,576	－
6月末日	696,648,128	－	9,624	－
7月末日	673,994,235	－	9,572	－

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

平成29年7月31日（直近日）現在、同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年　月　日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末　（平成29年 6月19日）	280,602,347	283,529,628	9,586	9,686
平成28年12月末日	142,178,399	－	9,999	－
平成29年 1月末日	233,087,690	－	9,763	－
2月末日	276,163,312	－	9,590	－
3月末日	279,647,610	－	9,477	－
4月末日	275,433,288	－	9,549	－
5月末日	281,953,750	－	9,639	－
6月末日	282,874,141	－	9,626	－
7月末日	294,910,902	－	9,616	－

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

期	計算期間	１万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成28年12月29日～平成29年 6 月19日	135

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

期	計算期間	１万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成28年12月29日～平成29年 6 月19日	100

③【収益率の推移】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

期	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	平成28年12月29日～平成29年 6 月19日	△2.83

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。
なお、第1特定期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間	平成28年12月29日～平成29年 6 月19日	△3.14

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。
なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

（４）【設定及び解約の実績】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

期	計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済み数量（口）
第1特定期間	平成28年12月29日～平成29年6月19日	969,914,423	233,931,839	735,982,584

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。
第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

期	計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済み数量（口）
第1計算期間	平成28年12月29日～平成29年6月19日	333,056,933	40,328,781	292,728,152

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。
第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

＜参考情報＞

SBIスリランカ短期国債ファンド（毎月決算型）

（基準日:2017年7月31日）

基準価額・純資産の推移

（設定日（2016年12月29日）～2017年7月31日）

※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

基準価額（1万口当たり）	9,572円
純資産総額	673百万円

分配の推移（1万口当たり、税引前）

決算期	金額
第2期（2017年3月17日）	0円
第3期（2017年4月17日）	45円
第4期（2017年5月17日）	45円
第5期（2017年6月19日）	45円
第6期（2017年7月18日）	45円
設定来累計	180円

主要な資産の状況

≪構成比率≫

	組入比率
SBIボンド　スリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）	98.96%
FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	0.15%
現金等	0.89%
合計	100.00%

※組入比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移（暦年ベース）

本ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。
※2016年は設定日2016年12月29日（10,000円）から年末まで、2017年は7月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

SBIスリランカ短期国債ファンド（年2回決算型）

（基準日:2017年7月31日）

基準価額・純資産の推移

（設定日（2016年12月29日）～2017年7月31日）

※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

基準価額（1万口当たり）	9,616円
純資産総額	294百万円

分配の推移（1万口当たり、税引前）

決算期	金額
第1期（2017年6月19日）	100円
設定来累計	100円

主要な資産の状況

≪構成比率≫

	組入比率
SBIボンド　スリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）	94.84%
FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	0.34%
現金等	4.83%
合計	100.00%

※組入比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移（暦年ベース）

本ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。
※2016年は設定日2016年12月29日（10,000円）から年末まで、2017年は7月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込(販売)手続等】

（略）

＜訂正前＞

（iii） お申込価額

① 当初申込期間：１口当たり１円

② 継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額

（略）

＜訂正後＞

（iii） お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額

（略）

第３【ファンドの経理状況】

※以下の記載内容に訂正・更新します。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

1)　本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2)　本ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。

3)　本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成28年12月29日から平成29年6月19日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1特定期間 平成29年 6月19日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	8,756,386
投資信託受益証券	703,585,496
未収入金	5,641,800
流動資産合計	717,983,682
資産合計	717,983,682
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	3,311,921
未払解約金	8,119,066
未払受託者報酬	17,476
未払委託者報酬	363,475
未払利息	23
その他未払費用	926,910
流動負債合計	12,738,871
負債合計	12,738,871
純資産の部	
元本等	
元本	735,982,584
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△30,737,773
（分配準備積立金）	1,253,764
元本等合計	705,244,811
純資産合計	705,244,811
負債純資産合計	717,983,682

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1特定期間 自　平成28年12月29日 至　平成29年 6月19日
営業収益	
受取配当金	13,365,000
有価証券売買等損益	△25,899,604
営業収益合計	△12,534,604
営業費用	
支払利息	8,330
受託者報酬	92,831
委託者報酬	1,930,833
その他費用	926,910
営業費用合計	2,958,904
営業利益又は営業損失（△）	△15,493,508
経常利益又は経常損失（△）	△15,493,508
当期純利益又は当期純損失（△）	△15,493,508
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△527,372
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,332,173
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,332,173
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,404,312
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,404,312
分配金	10,699,498
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△30,737,773

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、特定期間末日の前営業日の基準価額で評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。
３.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間及び特定期間 本ファンドの計算期間は原則として、毎月18日から翌月17日まで、又特定期間は原則として、毎年6月18日から12月17日まで及び12月18日から翌年6月17日としておりますが、当特定期間の期首が設定日、及び当特定期間末日が休業日のため、当特定期間は平成28年12月29日から平成29年 6月19日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1特定期間 平成29年 6月19日現在
１． 特定期間の末日における受益権の総数	735,982,584口
２． 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	30,737,773円
３． 1口当たり純資産額	0.9582円
(10,000口当たり純資産額)	(9,582円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1特定期間 自 平成28年12月29日 至 平成29年 6月19日
１.分配金の計算過程	(自平成28年12月29日　至平成29年 2月17日) 計算期間末日における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は0円（１万口当たり0円）となり、本ファンドの分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。 (自平成29年 2月18日　至平成29年 3月17日) 計算期間末日における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は0円（１万口当たり0円）となり、本ファンドの分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。 (自平成29年 3月18日　至平成29年 4月17日) 計算期間末日における費用控除後の配当等収益（4,083,908円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（7,545円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は4,091,453円（１万口当たり48.19円）となり、本ファンドの分配方針に則り、1万口当たり45円の分配を行っております。 (自平成29年 4月18日　至平成29年 5月17日) 計算期間末日における費用控除後の配当等収益（4,312,653円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（99,227円）、及び分配準備積立金（264,665円）より、分配対象収益は4,676,545円（１万口当たり58.97円）となり、本ファンドの分配方針に則り、1万口当たり45円の分配を行っております。 (自平成29年 5月18日　至平成29年 6月19日) 計算期間末日における費用控除後の配当等収益（3,497,272円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（116,082円）、及び分配準備積立金（1,068,413円）より、分配対象収益は4,681,767円（１万口当たり63.59円）となり、本ファンドの分配方針に則り、1万口当たり45円の分配を行っております。
２.追加情報	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を本ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第1特定期間 自 平成28年12月29日 至 平成29年 6月19日
1.金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等にさらされております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第1特定期間 平成29年 6月19日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

４.金銭債権及び満期のある有価証券の特定期間末日後の償還予定額	**金銭債権** **全額が1年以内に償還されます。** **有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるもの。** **該当事項はありません。**

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1特定期間 自 平成28年12月29日 至 平成29年 6月19日
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△14,700,200
合計	△14,700,200

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1特定期間 自 平成28年12月29日 至 平成29年 6月19日
該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	第1特定期間 自 平成28年12月29日 至 平成29年 6月19日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	340,136,359円
期中追加設定元本額	629,778,064円
期中一部解約元本額	233,931,839円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額(口)	評価額	備考
投資信託受益証券	ＳＢＩボンド　スリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）	735,000,000	702,586,500	
	ＦＯＦｓ用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	1,004,319	998,996	
合計		736,004,319	703,585,496	

（注1）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年2回決算型)

1)　本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2)　本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成28年12月29日から平成29年6月19日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

【ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年2回決算型)】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 平成29年 6月19日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	9,948,391
投資信託受益証券	275,572,168
流動資産合計	285,520,559
資産合計	285,520,559
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	2,927,281
未払解約金	345,275
未払受託者報酬	32,977
未払委託者報酬	685,742
未払利息	27
その他未払費用	926,910
流動負債合計	4,918,212
負債合計	4,918,212
純資産の部	
元本等	
元本	292,728,152
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,125,805
（分配準備積立金）	195,864
元本等合計	280,602,347
純資産合計	280,602,347
負債純資産合計	285,520,559

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自　平成28年12月29日 至　平成29年 6月19日
営業収益	
受取配当金	4,802,680
有価証券売買等損益	△9,230,512
営業収益合計	△4,427,832
営業費用	
支払利息	2,764
受託者報酬	32,977
委託者報酬	685,742
その他費用	926,910
営業費用合計	1,648,393
営業利益又は営業損失（△）	△6,076,225
経常利益又は経常損失（△）	△6,076,225
当期純利益又は当期純損失（△）	△6,076,225
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,391,306
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	475,107
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	475,107
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,988,712
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,988,712
分配金	2,927,281
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,125,805

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の前営業日の基準価額で評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。
３.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 本ファンドの計算期間は原則として、毎年6月18日から12月17日まで及び、12月18日から翌年6月17日までとしておりますが、当計算期間の期首が設定日及び当計算期間末日が休業日のため、第1期計算期間は平成28年12月 29日から平成29年 6月19日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 平成29年 6月19日現在
１． 計算期間の末日における受益権の総数	292,728,152口
２． 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	12,125,805円
３． 1口当たり純資産額	0.9586円
(10,000口当たり純資産額)	(9,586円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 自 平成28年12月29日 至 平成29年 6月19日
１.分配金の計算過程	計算期間末日における費用控除後の配当等収益（3,123,145円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（84,770円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は3,207,915円（１万口当たり109.58円）となり、本ファンドの分配方針に則り、一万口当たり100円の分配を行っております。
２.追加情報	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を本ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 平成28年12月29日 至 平成29年 6月19日
１.金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等にさらされております。
３.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 平成29年 6月19日現在
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２.時価の算定方法	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

４.金銭債権及び満期のある有価証券の計算期間末日後の償還予定額	**金銭債権** **全額が1年以内に償還されます。** **有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるもの** **該当事項はありません。**

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第1期 自 平成28年12月29日 至 平成29年 6月19日
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△8,136,229
合計	△8,136,229

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成28年12月29日 至 平成29年 6月19日
該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	第1期 自 平成28年12月29日 至 平成29年 6月19日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	142,188,518円
期中追加設定元本額	190,868,415円
期中一部解約元本額	40,328,781円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額(口)	評価額	備考
投資信託受益証券	ＳＢＩボンド　スリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）	287,240,478	274,573,172	
	ＦＯＦｓ用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	1,004,319	998,996	
合計		288,244,797	275,572,168	

（注1）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

※以下の記載内容に訂正・更新します。

【純資産額計算書】

・ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

	平成29年7月31日現在
Ⅰ　資産総額	683,964,426円
Ⅱ　負債総額	9,970,191円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	673,994,235円
Ⅳ　発行済口数	704,133,921口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9572円
（１万口当たり純資産額）	（9,572円）

・ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

	平成29年7月31日現在
Ⅰ　資産総額	295,489,475円
Ⅱ　負債総額	578,573円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	294,910,902円
Ⅳ　発行済口数	306,675,896口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9616円
（１万口当たり純資産額）	（9,616円）

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１） 資本金の額

＜訂正前＞

① 資本金の額(平成28年９月末日現在)

（略）

＜訂正後＞

① 資本金の額(平成29年７月末日現在)

（略）

２【事業の内容及び営業の概況】

（略）

＜訂正前＞

(平成28年９月末日現在)

ファンドの種類	本　数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	40	163,281
単位型株式投資信託	4	19,367

＜訂正後＞

(平成29年７月末日現在)

ファンドの種類	本　数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	43	224,631
単位型株式投資信託	1	7,562

３【委託会社等の経理状況】

※以下の内容に訂正・更新します。

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるＳＢＩアセットマネジメント株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)、ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第1項の規定に基づき、事業年度(平成28年４月１日から平成29年３月31日まで)の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年３月31日)	当事業年度 (平成29年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	992,039	1,190,923
前払費用	1,931	18,512
未収委託者報酬	242,188	233,608
未収運用受託報酬	7,056	8,533
未収投資顧問料	※2 1,222	－
繰延税金資産	5,522	3,150
その他	12,937	11,264
流動資産合計	1,262,897	1,465,992
固定資産		
有形固定資産		
建物	－	※ 53
器具備品	※1 2,181	※ 1,857
リース資産	※1 627	－
有形固定資産合計	2,808	1,910
無形固定資産		
電話加入権	67	67
ソフトウェア	3,322	2,536
商標権	1,519	1,509
無形固定資産合計	4,909	4,113
投資その他の資産		
関係会社株式	127,776	127,776
長期差入保証金	※2 19,856	19,856
投資その他の資産合計	147,633	147,633
固定資産合計	155,351	153,657
資産合計	1,418,249	1,619,650

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年３月31日)	当事業年度 (平成29年３月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,579	477
未払金	207,901	222,657
未払手数料	184,718	198,172
未払法人税等	87,110	48,193
未払消費税等	21,611	8,854
リース債務	714	－
流動負債合計	318,919	280,183
負債合計	318,919	280,183
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
利益剰余金		
利益準備金	30,012	30,012
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	669,117	909,254
利益剰余金合計	699,129	939,266
株主資本合計	1,099,329	1,339,466
純資産合計	1,099,329	1,339,466
負債純資産合計	1,418,249	1,619,650

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日)	当事業年度 (自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,763,792	1,661,953
運用受託報酬	42,642	45,489
投資顧問料	5,322	4,011
営業収益合計	1,811,757	1,711,454
営業費用		
支払手数料	1,074,399	1,014,112
広告宣伝費	2,313	686
調査費	25,501	25,912
調査費	25,501	25,912
委託計算費	92,130	96,123
営業雑経費	23,101	13,344
通信費	894	827
印刷費	19,869	9,975
協会費	1,672	2,171
諸会費	490	49
その他営業雑経費	175	319
営業費用合計	1,217,446	1,150,178
一般管理費		
給料	139,115	134,722
役員報酬	15,800	27,378
給料・手当	123,315	107,343
交際費	170	75
旅費交通費	3,801	3,787
福利厚生費	22,054	19,124
租税公課	5,008	7,729
不動産賃借料	21,228	17,574
消耗品費	2,410	1,751
事務委託費	9,056	11,556
退職給付費用	6,023	4,300
固定資産減価償却費	2,192	1,973
諸経費	8,427	11,737
一般管理費合計	219,488	214,332
営業利益	374,822	346,943
営業外収益		
受取利息	222	55
雑収入	121	923
営業外収益合計	343	978
営業外費用		
支払利息	45	13
為替差損	－	0

有価証券売却損	1	－
雑損失	72	－
営業外費用合計	118	13
経常利益	375,047	347,908
税引前当期純利益	375,047	347,908
法人税、住民税及び事業税	125,131	105,400
法人税等調整額	△409	2,371
法人税等合計	124,721	107,771
当期純利益	250,325	240,136

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成27年４月１日　　至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	400,200	30,012	418,792	448,804	849,004	849,004
当期変動額						
当期純利益			250,325	250,325	250,325	250,325
当期変動額合計	—	—	250,325	250,325	250,325	250,325
当期末残高	400,200	30,012	669,117	699,129	1,099,329	1,099,329

当事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	400,200	30,012	669,117	699,129	1,099,329	1,099,329
当期変動額						
当期純利益			240,136	240,136	240,136	240,136
当期変動額合計	—	—	240,136	240,136	240,136	240,136
当期末残高	400,200	30,012	909,254	939,266	1,339,466	1,339,466

重要な会計方針

１.有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

２.固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が10年、器具備品が３-15年であります。

② 無形固定資産
定額法を採用しております。自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース期間ごとのリース料総額が3,000千円以下の場合等、重要性が乏しいリース資産については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

３.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理
税抜方式によっております。

（追加情報）
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成28年３月31日)	当事業年度 (平成29年３月31日)
＊１　有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 器具備品　3,046千円 リース資産　2,510千円 合計　5,556千円 ＊２　関係会社に対する資産及び負債 長期差入保証金　19,802千円	＊　有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物　0千円 器具備品　3,519千円 合計　3,520千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600	―	―	36,600

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	増加	減少	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	36,600	―	―	36,600

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１.ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

本社における複写機（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

２.オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

リース取引の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２)を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	992,039	992,039	―
(2) 未収委託者報酬	242,188	242,188	―
(3) 未収運用受託報酬	7,056	7,056	―
(4) 未収投資顧問料	1,222	1,222	―
資産計	1,242,506	1,242,506	―
(1)未払金	207,901	207,901	―
(2)リース債務	714	714	―
負債計	208,616	208,616	―

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規の同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内
預金	992,039
未収委託者報酬	242,188
未収運用受託報酬	7,056
未収投資顧問料	1,222
合計	1,242,506

（注４）リース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
リース債務	714	―	―	―	―	―

当事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２)を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	1,190,923	1,190,923	―
(2) 未収委託者報酬	233,608	233,608	―
(3) 未収運用受託報酬	8,533	8,533	―
資産計	1,433,065	1,433,065	―
未払金	222,657	222,657	―
負債計	222,657	222,657	―

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金　(2)未収委託者報酬　(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内
預金	1,190,923
未収委託者報酬	233,608
未収運用受託報酬	8,533
合計	1,433,065

（有価証券関係）

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式 127,776千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式 127,776千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

２．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 平成27年４月１日　至 平成28年３月31日）5,290千円、当事業年度（自 平成28年４月１日　至 平成29年３月31日）4,300千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 （平成28年３月31日）		当事業年度 （平成29年３月31日）	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
電話加入権	438千円	電話加入権	438千円
関係会社株式評価損	19,114	関係会社株式評価損	19,114
未払事業税	4,422	未払事業税	364
その他未払税金	1,001	その他未払税金	2,409
その他	99	その他	376
繰延税金資産小計	25,075	繰延税金資産小計	22,703
評価性引当額	△19,552	評価性引当額	△19,552
繰延税金資産合計	5,522	繰延税金資産合計	3,150
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 同左	

３．法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 **「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.10%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。** **この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が264千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額減少しております。**	**３．法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正** **該当事項はありません。**

（セグメント情報）

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（毎月分配型）	289,153
ＳＢＩインド＆ベトナム株ファンド	181,343

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

当事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（毎月分配型）	273,228
ＳＢＩ/アリアンツ日本株集中投資戦略ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	183,987

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度　(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

１.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ＳＢＩホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	グループの統括・運営	(被所有)間接 49.5%	不動産、設備利用・業務委託 役員の兼任	事務所敷金の差入	―	長期差入保証金	19,802
							不動産転借、ネットワーク設備利用他	25,635	未払金	2,895

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．不動産転貸の条件は、同社に適用される賃借条件と同一の条件となっております。
３．設備利用料は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社SBI証券	東京都港区	47,937	証券業	―	販売委託	販売委託支払手数料	464,126	未払金	71,057

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

２.親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所　ジャスダック市場）

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）

ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

当事業年度　（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

１.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ＳＢＩホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	グループの統括・運営	(被所有)間接 49.5%	不動産設備利用 役員の兼任	事務所敷金の差入	―	長期差入保証金	19,802

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．不動産設備利用に係る保証条件は、同社に適用される保証条件と同一の条件となっております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	―	販売委託	販売委託支払手数料	397,985	未払金	73,724

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

２.親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所　ジャスダック市場）

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）

ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日	当事業年度 自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日
１株当たり純資産額 １株当たり当期純利益	30,036円33銭 6,839円48銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	36,597円44銭 6,561円11銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) １株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日	当事業年度 自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日
当期純利益(千円)	250,325	240,136
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益　(千円)	250,325	240,136
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

前事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

※以下の記載内容に訂正・更新します。

	名　　称	資本金の額 (平成29年３月末日現在)	事業の内容
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	香川証券株式会社	555百万円	
	マネックス証券株式会社	12,200百万円	
	楽天証券株式会社	7,495百万円	

独立監査人の監査報告書

平成29年６月12日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社

取締役会　　御中

優成監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　小松亮一
指定社員
業務執行社員　公認会計士　石倉毅典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＢＩアセットマネジメント株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査に係る監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社の平成29年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

※１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成２９年８月９日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
取締役会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　松崎　雅則

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＳＢＩスリランカ短期国債ファンド（毎月決算型）の平成２８年１２月２９日から平成２９年６月１９日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド（毎月決算型）の平成２９年６月１９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. ＸＢＲＬデータは監査の対象に含まれておりません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成２９年８月９日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
取締役会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　松崎　雅則

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＳＢＩスリランカ短期国債ファンド（年２回決算型）の平成２８年１２月２９日から平成２９年６月１９日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド（年２回決算型）の平成２９年６月１９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは監査の対象に含まれておりません。

当期委託会社監査報告書へ